クラブ活動費助成細則

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2010. 06. 01
1. 1	企画部廃止、監査部名称変更に伴う改正	2012. 04. 01
1.2	助成対象に役員、受入出向者を含める。	2013. 07. 01
1.3	元号改正に伴う改正(様式1、2)	2019. 05. 01

目 次

- 第 1条 目的
- 第 2条 助成を受けるための条件
- 第 3条 申請手続
- 第 4条 助成基準
- 第 5条 会計報告
- 第 6条 返戻

クラブ活動費助成細則

規程番号 0902-0103-00-細制定日 2010年 6月 1日 改正日 2019年 5月 1日

(目的)

第 1条 この細則は、役員、就業規則第2条に定める従業員および受入出向者が、他の従業員 とともにクラブ活動を行う場合に、活動費の一部を助成することにより福利厚生の向上 を図ることを目的として定める。

(助成を受けるための条件)

第 2条 活動費の助成を受けようとする者は、次の要件を満たしていなければならない。

	C) SINOS POST CIMICO CO SINOS SISTE
要件	内容
①組織の名称	組織の名称を定めること。
②代表者	代表者を定めること。
③会員	2部署以上の従業員で構成し、会員が5名以上であること。
④活動計画	活動計画を定めること。
⑤会計書類	会計書類を整えること。
⑥預金口座	三重県信用農業協同組合連合会にクラブの預金口座を持つこ
	と。

(申請手続)

第 3条 助成を受けようとする者は、様式1により毎年6月末までに申請する。

(助成基準)

- 第 4条 助成は、会員1名当たり年額3,000円とする。ただし、重複してクラブ活動をする者に対しては、いずれかの1クラブとする。
 - 2 全社的なものとして特別に奨励するクラブ活動に対しては、前項とは別に、会社の年度収支計画の範囲で助成することがある。

(会計報告)

第 5条 助成を受けた場合は、様式2により3月末で会計報告を作成し、4月末までに報告しなければならない。

(返戻)

第 6条 この細則を満たさない助成は、返戻させることがある。

クラブ活動助成申請書

			1.44. 4 -	
総務部				
係	照査	副部長	部長	

総務部長 様

申請日	年	月	日	
クラブ名				
代表者				

下記のとおり、クラブ活動助成細則に基づき、クラブ活動助成を申請します。

記

1. 対象年度・助成申請人数・金額等

対象年度	年度	
助成申請人数		
金額		
預金口座	三重県信用農業協同組合連合会 普通 口座名 [口座番号 []

- 2. 会員の所属部署・氏名
 - ①助成対象者

シウィルヘハコミハロ	
所属部署	氏名
総務部	
推進部	
開発部	
運用部	
監査室	

②助成対象外者

所属部署	氏名
総務部	
推進部	
開発部	
運用部 監査室	
監査室	

3. 活動計画(添付)

以上

クラブ活動会計報告書

総務部			
係	照査	副部長	部長

総務部長 様

報告日	年	月	日	
クラブ名				
代表者				

下記のとおり、クラブ活動助成細則に基づき、会計報告します。

記

1. 対象年度・助成を受けた額

年度	年度
助成を受けた額	

2. 報告書(添付)

以上